

令和6年度外国人材活用支援事業業務委託に係る  
企画提案募集について

質問・回答

No.	質問	回答
1	<p>合同企業説明会の各回の参加企業数は10～15社程度とのことですが、各回の参加外国人留学生数は何名ほどを想定していますでしょうか。</p>	<p>具体的な参加者数は設定していませんが、事業を効果的なものとするため、参加企業数や会場規模等を考慮しつつ、できる限り多くの方に参加していただけるよう実施したいと考えています。</p>
2	<p>留学生は大学に属する方が対象でしょうか。それとも千葉県内在住の外国人留学生の方が対象でしょうか。</p>	<p>大学・大学院のほか、短大、専修学校、日本語学校を卒業して就職を目指す方も想定しています。また、千葉県外に在住・在学の方についても、千葉県内での就職を検討していただけるよう、できるだけ多くの方に参加していただきたいと考えています。</p>
3	<p>外国人材の対象として想定しているのは、県内教育機関に在籍する外国人留学生のほか、主に東京都や埼玉県などの隣接県の教育機関に在籍する外国人留学生で千葉県の中小企業で就職を希望する方は対象となるのか。また、千葉県に在住する外国人留学生で他県に在籍する外国人留学生は対象となるのか。</p>	<p>千葉県外に在住・在学の方についても、千葉県内での就職を検討していただけるよう、できるだけ多くの方に参加していただきたいと考えています。</p>
4	<p>企業による採用対象として想定しているのは、外国人留学生の就職で多数を占める、就労を目的とした「技術・人文知識・国際業務」を中心とした在留資格と「特定活動46号」に加え、「特定技能」も含まれるのか。また、「技能実習」は対象として認めないという認識であっているか。また、セミナーや合同企業説明会、職場見学会それぞれのイベントで対象が変わるのか。</p>	<p>特定の在留資格に対象を限定するものではありませんが、留学生が就職の際に取得する在留資格として、特定技能を含め、御認識のものが主となることを想定しています。技能実習は想定していません。また、イベント毎に在留資格の対象が変わることは想定していません。</p>

5	対象とする外国人材の在留資格は「技人国」「特定技能」という認識でよいか。	特定の在留資格に対象を限定するものではありませんが、留学生が就職の際に取得する在留資格として、御認識のものが主となることを想定しています。
6	対象とする県内中小企業の業種は「全業種」という認識でよいか。	御認識のとおりとなります。
7	賠償責任保険の補償金額について最低ラインはありますでしょうか。	補償金額の下限は設定していませんが、主催者及び参加者を対象とした一般的に必要なと考えられるイベント保険を想定しています。
8	外国人材活用支援事業業務委託先選定会議の構成員の氏名・所属・役職・経歴等をご教示ください。	委託候補者の選定についての御質問にはお答えしかねますので、御了承ください。
9	就職・定着オンライン講座のイベントの頻度と回数について、各回を指しているものがわかりづらいため下記の認識であっているか確認したい。 1.【採用内定者コース】は年間で1回開催する。1回開催とは、4-6時間のプログラムを2日間に分けて開催する（2日間を連続で行わなくてもよい） 2.【就職活動準備コース】は、年間で1回開催する。1回開催とは、4-6時間のプログラムを2日間に分けて開催する（2日間を連続で行わなくてもよい） 3.2日間内容は同じ内容のものを2回実施するのではなく別の内容のものを実施する。	御認識のとおりとなります。

10	<p>事業の周知・広報について、リーフレットとあるが広報物は「1枚の紙を折りたたんでいる印刷物」という定義か。チラシは不可なのか。事業全体の広報物（リーフレット）を作成する必要があるか。</p>	<p>広報物の形状等について指定はなく、効果的な周知・広報が実施できるものであれば、チラシとすることも差し支えありません。具体的には協議の上、決定することとなります。なお、広報物は、事業全体ではなく、イベント毎の作成を想定していますが、独自の提案をいただくことは可能です。</p>
11	<p>再委託の範囲についてホームページのデザインやコーディング作業、広報用のリーフレットのデザイン、印刷も再委託に含まれるのか。（もちろん当方でデザインや掲載内容のコンテンツを作成した上で作業として委託する場合）</p>	<p>業務の一部を委託する場合は、業務内容に関わらず全て再委託となります。ただし、簡易な業務（例：コピー、単純な集計、印刷製本など）については、再委託予定調書への記載は不要です。判断に迷うものは、再委託予定調書に御記載ください。</p>